平成２５年（フ）第７５号
秋田市土崎港北６丁目２番17―９号
債務者　小松　智子
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９号
秋田県能代市字砂留山52番地22
債務者　伊藤　和政
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第３２号
福島市永井川字松木下67番地
債務者　森口　英章
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第３０号
茨城県つくば市吉瀬957番地、住民票上の住所茨城県つくば市吉瀬1365番地
債務者　中嶋　しげ
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１０５号
茨城県土浦市板谷４丁目733番地38
債務者　菅沼美智子
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２８号
茨城県神栖市平泉2469番地　クラール・アイA201
債務者　大川真由美
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第３０７号
千葉県市原市栢橋215番地162
債務者　齋藤　美奈（旧姓長川原）
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３２８号
千葉県船橋市浜町２丁目３番32―1010号
債務者　福壽　朱美（旧姓深澤）
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３４７号
千葉県市川市稲荷木２丁目21番２号　ローズノーブル102号
債務者　松場あさ子
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３５８号
千葉市若葉区若松町792番地１　養護老人ホーム清和園
債務者　清水　和子
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３７０号
千葉県船橋市金杉３丁目４番８号
債務者　篠原　得二
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３７９号
千葉市緑区おゆみ野１丁目25番地２　県営住宅M―２棟222号
債務者　金子いづみ
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４１８号
千葉県市原市辰巳台東５丁目11番地１　武蔵屋グランパレスA105
債務者　石井ひろみ
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１５４号
新潟市西区青山１丁目７番１―506号
債務者　長嶋　　操
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６１号
新潟市北区鳥屋206番地３、前住所新潟市北区鳥屋196番地
債務者　幸内　亮太
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２９号
石川県河北郡内灘町字緑台１丁目83番地
債務者　山　　康彦
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１４３号
金沢市荒屋町ロ106番地　サンビレッジ北金沢202号
債務者　佐伯　利絵
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
金沢地方裁判所